

■購買品（生産資材）取扱実績

(単位：百万円)

種類	令和6年度取扱高	令和5年度取扱高	令和4年度取扱高	
生産資材	肥料	963	944	1,072
	農薬	755	675	673
	生産資材	296	441	296
	飼料	191	221	90
	素畜	2	4	6
	農産出荷資材	24	24	26
	農産種苗	132	120	115
	園芸出荷資材	234	248	239
	園芸種苗	207	195	199
	農機具	781	668	666
	計	3,589	3,544	3,387
	生活物資	自動車	600	541
LPGガス		907	932	924
油類		744	757	768
グリーン		330	333	320
生活購買		-	13	17
計		2,582	2,579	2,624
合計	6,172	6,123	6,011	

■販売品取扱実績

(単位：百万円)

種類	令和6年度取扱高	令和5年度取扱高	令和4年度取扱高	
農産	米	2,335	2,177	1,823
	麦	387	374	330
	大豆	168	223	289
	種子他	376	311	264
	計	3,268	3,086	2,708
園芸	野菜	3,427	3,109	4,005
	果実	453	509	532
	花卉・観葉	547	610	659
	計	4,428	4,228	5,197
畜産	肉牛	102	91	106
	肉豚	519	493	519
	計	621	585	626
産直	4,811	4,412	4,086	
合計	13,130	12,313	12,618	

■自己資本の充実の状況

①自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	令和6年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	65,767	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,627	
うち、再評価積立金の額	-	
うち、利益剰余金の額	62,290	
うち、外部流出予定額 (△)	143	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 6	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	94	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	94	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	65,862	
コア資本にかかる基礎項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	58	
うち、のれんに係るものの額	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	58	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	
適格引当金不足額	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	
前払年金費用の額	-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	58	
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	65,804	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	402,157	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	-	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	
勘定間の振替分	-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	10,508	
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額	-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	412,665	
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	15.94%	

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあたっては信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

項目	令和5年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	64,043	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,618	
うち、再評価積立金の額	-	
うち、利益剰余金の額	60,574	
うち、外部流出予定額 (△)	143	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 6	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	96	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	96	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	64,139	
コア資本にかかる基礎項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	57	
うち、のれんに係るものの額	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	57	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	
適格引当金不足額	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	
前払年金費用の額	-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	57	
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	64,082	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	354,376	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	23,603	
信用リスク・アセット調整額	-	
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	377,980	
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.95%	

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあたっては信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

項目	令和4年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	62,509	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,605	
うち、再評価積立金の額	-	
うち、利益剰余金の額	59,053	
うち、外部流出予定額 (△)	142	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 6	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	114	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	114	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	62,624	
コア資本にかかる基礎項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	61	
うち、のれんに係るものの額	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	61	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	
適格引当金不足額	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	
前払年金費用の額	-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	61	
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	62,563	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	350,030	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,576	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,576	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	24,057	
信用リスク・アセット調整額	-	
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	374,088	
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.72%	

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあたっては信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

自己資本の充実の状況

自己資本の充実の状況

自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

令和5年度	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,557	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	61,977	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	13,517	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	1,902	190	7
我が国の政府関係機関向け	5,310	420	16
地方三公社向け	2,102	120	4
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	812,993	162,598	6,503
法人等向け	7,915	3,264	130
中小企業向け及び個人向け	75,913	55,704	2,228
抵当権付住宅ローン	73,361	25,056	1,002
不動産取得等事業向け	7,282	7,125	285
三月以上延滞等	167	142	5
取立未済手形	197	39	1
信用保証協会等保証付	1,579	145	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	0	-	-
出資等	1,601	1,601	64
(うち出資等のエクスポージャー)	1,601	1,601	64
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
上記以外	52,213	96,550	3,862
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	28,507	71,267	2,850
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	1,052	2,631	105
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等の係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	22,653	22,651	906
証券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(うち非STC要件適用分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,377	1,416	56
(うちルックスルー方式)	1,377	1,416	56
(うちマナデート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	1,120,972	354,376	14,175
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
信用リスク・アセットの額の合計額	1,120,972	354,376	14,175
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		23,603	944
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		377,980	15,119

(注)1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。
6. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
7. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目に係る経過措置によるお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
8. 「上記以外」には、未決済取引その他の資産(固定資産等)間接清算参加者向け信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
9. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
(相利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額 ÷ 8%
直近3年間のうち相利益が正の値であった年数

(単位：百万円)

令和4年度	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,554	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	54,631	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	13,620	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	1,902	190	7
我が国の政府関係機関向け	5,511	440	17
地方三公社向け	2,102	120	4
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	811,500	162,300	6,492
法人等向け	7,710	3,254	130
中小企業向け及び個人向け	68,763	50,303	2,012
抵当権付住宅ローン	75,461	25,792	1,031
不動産取得等事業向け	7,679	7,540	301
三月以上延滞等	155	140	5
取立未済手形	94	18	0
信用保証協会等保証付	1,398	127	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	0	-	-
出資等	1,601	1,601	64
(うち出資等のエクスポージャー)	1,601	1,601	64
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
上記以外	54,029	98,339	3,933
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	28,507	71,268	2,850
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	1,038	2,596	103
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等の係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	24,483	24,474	978
証券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(うち非STC要件適用分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,377	1,438	57
(うちルックスルー方式)	1,377	1,438	57
(うちマナデート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	1,576	63
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	1,109,095	350,030	14,001
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
信用リスク・アセットの額の合計額	1,109,095	350,030	14,001
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		24,057	962
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		374,088	14,963

(注)1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。
6. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
7. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目に係る経過措置によるお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
8. 「上記以外」には、未決済取引その他の資産(固定資産等)間接清算参加者向け信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
9. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
(相利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額 ÷ 8%
直近3年間のうち相利益が正の値であった年数

自己資本の充実の状況

②信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

令和6年度	エクスポージャーの 期末残高	リスクアセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	2,013	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	82,882	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	14,456	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	1,902	190	7
我が国の政府関係機関向け	5,310	420	16
地方三公社向け	2,102	120	4
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	764,060	152,852	6,114
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	400	120	4
カード・債券向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	8,502	3,762	150
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	12,421	10,467	418
（うちトランザクター向け）	10	4	0
不動産関連向け	158,519	101,886	4,075
（うち自己居住用不動産等向け）	118,395	72,126	2,885
（うち賃貸用不動産向け）	40,061	29,716	1,188
（うち事業用不動産関連向け）	62	43	1
（うちその他不動産関連向け）	-	-	-
（うちADC向け）	-	-	-
劣後債権及びその他資本制証券等	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	307	296	11
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	245	244	9
取立未済手形	121	24	0
信用保証協会等による保証付	1,576	145	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-
株式等	1,601	1,601	64
上記以外	64,811	128,656	5,146
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	41,512	103,780	4,151
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	1,050	2,627	105
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等の係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等の係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	22,248	22,248	889
証券化	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-
（うち短期STC要件適用分）	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-
（うちSTC-不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,437	1,488	59
（うちルックスルー方式）	1,437	1,488	59
（うちマンドート方式）	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー計	1,122,273	402,157	16,086
CVAリスク相当額÷8%（簡便法）	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	1,122,273	402,157	16,086
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的手法＞	マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額 a	-	所要自己資本額 b=a×4%
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	10,508	所要自己資本額 b=a×4%
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計 a	412,665	所要自己資本額 b=a×4%
			16,506

自己資本の充実の状況

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要 (単位: 百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,508
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	420
BI	7,005
BIC	840

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

【適格格付機関】 株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバルレーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスクスコア
中央政府および中央銀行	-	日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向け エクスポージャー	-	日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	-
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	-
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	-

自己資本の充実の状況

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

令和6年度	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー
		うち貸出金等	うち債券	
国内	1,120,835	176,055	112,535	552
国外	-	-	-	-
地域別残高計	1,120,835	176,055	112,535	552
法人	農業	307	307	-
	林業	-	-	-
	水産業	-	-	-
	製造業	2,302	-	2,299
	鉱業	-	-	-
	建設・不動産業	3,609	599	3,006
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,002	-	1,002
	運輸・通信業	5,527	-	5,509
	金融・保険業	809,892	-	4,605
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,993	313	1,102
	日本国政府・地方公共団体	96,081	1,072	95,008
	上記以外	1,295	1,289	-
	個人	172,509	172,472	-
その他	25,312	-	-	-
業種別残高の計	1,120,835	176,055	112,535	-
1年以下	765,385	724	1,001	
1年超3年以下	6,696	1,863	4,832	
3年超5年以下	10,633	3,613	7,019	
5年超7年以下	8,835	3,931	4,903	
7年超10年以下	37,110	9,515	27,595	
10年超	222,532	155,350	67,181	
期間の定めのないもの	69,640	1,055	-	
残存期間別残高計	1,120,835	176,055	112,535	

(注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

(注2) 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含まれています。

(注3) 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

(注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(注5) 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

令和5年度	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー
		うち貸出金等	うち債券	
国内	1,119,594	160,600	91,930	167
国外	-	-	-	-
地域別残高計	1,119,594	160,600	91,930	167
法人	農業	311	311	-
	林業	-	-	-
	水産業	-	-	-
	製造業	2,301	-	2,299
	鉱業	-	-	-
	建設・不動産業	3,510	500	3,007
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,002	-	1,002
	運輸・通信業	5,627	-	5,609
	金融・保険業	845,898	-	4,605
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,798	118	1,102
	日本国政府・地方公共団体	75,495	1,191	74,303
	上記以外	8	4	-
	個人	158,503	158,473	-
その他	2,954	-	-	-
業種別残高の計	1,098,414	160,600	91,930	167
1年以下	813,941	648	700	
1年超3年以下	3,043	1,641	1,401	
3年超5年以下	5,999	3,294	2,704	
5年超7年以下	12,495	4,074	8,420	
7年超10年以下	19,827	8,177	11,650	
10年超	208,868	141,816	67,052	
期間の定めのないもの	55,418	947	-	
残存期間別残高計	1,119,594	160,600	91,930	

(注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

(注2) 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含まれています。

(注3) 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

(注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(注5) 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

令和4年度	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞 エクスポージャー
		うち貸出金等	うち債券	
国内	1,107,717	158,702	84,684	155
国外	-	-	-	-
地域別残高計	1,107,717	158,702	84,684	155
法人	農業	202	202	-
	林業	-	-	-
	水産業	-	-	-
	製造業	2,301	-	2,298
	鉱業	-	-	-
	建設・不動産業	3,470	460	3,007
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,303	-	1,303
	運輸・通信業	5,727	-	5,709
	金融・保険業	842,797	1,051	4,205
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,909	229	1,102
	日本国政府・地方公共団体	68,251	1,194	67,057
	上記以外	1,109	1,104	-
個人	154,481	154,460	-	155
その他	25,162	-	-	-
業種別残高の計	1,107,717	158,702	84,684	155
1年以下	812,128	727	4,405	
1年超3年以下	6,307	1,605	1,702	
3年超5年以下	3,977	3,276	700	
5年超7年以下	10,829	4,208	6,620	
7年超10年以下	12,916	7,812	5,103	
10年超	205,164	139,011	66,152	
期間の定めのないもの	56,395	2,059	-	
残存期間別残高計	1,107,717	158,702	84,684	

(注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

(注2) 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。

(注3) 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

(注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(注5) 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

自己資本の充実の状況

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

令和6年度	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	96	94	-	96	94
個別貸倒引当金	82	84	-	82	84

(単位：百万円)

令和5年度	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	114	96	-	114	96
個別貸倒引当金	72	82	-	72	82

(単位：百万円)

令和4年度	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	135	114	-	135	114
個別貸倒引当金	68	72	-	68	72

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

令和6年度	個別貸倒引当金				貸出金 償却の 額	
	期首残高	期中 増加額	期中減少額			期末残高
目的使用			その他			
法人	農業	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-
個人	82	84	-	82	84	
業種別計	82	84	-	82	84	

自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

令和5年度		個別貸倒引当金				貸出金償却の額	
		期首残高	期中増加額	期中減少額			期末残高
				目的使用	その他		
法人	農業	-	-	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	
	製造業	-	-	-	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	
	金融・保険業	-	-	-	-	-	
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	
	日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	-	
	上記以外	-	-	-	-	-	
	個人	72	82	-	72	82	
業種別計	72	82	-	72	82		

(単位：百万円)

令和4年度		個別貸倒引当金				貸出金償却の額	
		期首残高	期中増加額	期中減少額			期末残高
				目的使用	その他		
法人	農業	-	-	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	
	製造業	-	-	-	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	
	金融・保険業	-	-	-	-	-	
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	
	日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	-	
	上記以外	-	-	-	-	-	
	個人	68	72	-	68	72	
業種別計	68	72	-	68	72		

自己資本の充実の状況

⑤信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	令和6年度					リスク・ウェイトの加重平均値 F=(E/(C+D)) (%)
		CCF-信用リスク削減効果適用前		CCF-信用リスク削減効果適用後			
		オンバランス資産項目(A)	オフバランス資産項目(B)	オンバランス資産項目(C)	オフバランス資産項目(D)	信用リスク・アセットの額(E)	
現金	0	2,013	-	2,013	-	0	0.00
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	82,882	-	82,882	-	0	0.00
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	14,456	-	14,456	-	0	0.00
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10~20	1,902	-	1,902	-	190	9.98
我が国の政府関係機関向け	10~20	5,310	-	5,310	-	420	7.90
地方三公社向け	20	2,102	-	2,102	-	120	5.70
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	764,060	-	764,060	-	152,852	20.00
〔うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け〕	20~150	400	-	400	-	120	30.00
カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	8,502	-	8,427	-	3,762	44.64
〔うち特定貸付債権向け〕	20~150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	12,399	219	11,644	21	10,467	89.72
〔うちトランザクター向け〕	45	-	108	-	10	4	40.00
不動産関連向け	20~150	158,519	-	156,156	-	101,886	65.24
〔うち自己居住用不動産等向け〕	20~75	118,395	-	116,941	-	72,126	61.67
〔うち賃貸用不動産向け〕	30~150	40,061	-	39,153	-	29,716	75.89
〔うち事業用不動産関連向け〕	70~150	62	-	61	-	43	70.49
〔うちその他不動産関連向け〕	60	-	-	-	-	-	-
〔うちADC向け〕	100~150	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	223	0	222	0	296	133.33
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	245	-	244	-	244	100.00
取立未済手形	20	121	-	121	-	24	19.83
信用保証協会等による保証付	0~10	1,576	-	1,452	-	145	9.98
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250~400	1,601	-	1,601	-	1,601	100.00
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-
上記以外	100~1250	14,811	0	64,811	0	128,656	198.50
〔うち重要な出資のエクスポージャー〕	1250	-	-	-	-	-	-
〔うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー〕	250~400	-	-	-	-	-	-
〔うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー〕	250	41,512	-	41,512	-	103,780	250.00
〔うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー〕	250	1,050	-	1,050	-	2,627	250.19
〔うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー〕	250	-	-	-	-	-	-
〔うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー〕	150	-	-	-	-	-	-
〔うち右記以外のエクスポージャー〕	100	22,248	0	22,248	0	22,248	100.00
証券化	-	-	-	-	-	-	-
〔うちSTC要件適用分〕	-	-	-	-	-	-	-
〔うち短期STC要件適用分〕	-	-	-	-	-	-	-
〔うち不良債権証券化適用分〕	-	-	-	-	-	-	-
〔うちSTC-不良債権証券化適用対象外分〕	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	1,437	-	1,437	-	1,488	103.54
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	-	-	-	-	-	402,157	-

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度、令和4年度については、記載しておりません。

自己資本の充実の状況

⑥ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

令和6年度 (単位：百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)													
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計							
我が国の中央政府及び中央銀行向け	82,882	-	-	-	-	-	82,882							
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-							
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-							
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の地方公共団体向け	14,456	-	-	-	-	-	-	14,456						
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-						
地方公共団体金融機構向け	-	1,902	-	-	-	-	-	1,902						
我が国の政府関係機関向け	1,102	4,208	-	-	-	-	0	5,310						
地方三公社向け	1,501	-	601	-	-	-	-	2,102						
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計						
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-						
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計					
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	763,659	400	-	-	-	-	-	-	764,060					
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	400	-	-	-	-	-	-	400					
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計					
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計				
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	2,505	5,305	-	-	-	608	-	-	7	8,427				
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	100%	150%	250%	400%	その他	合計								
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-								
株式等	-	-	1,601	-	-	1,601								
	45%	75%	100%	その他	合計									
中堅中小企業等向け及び個人向け	10	4,376	6,688	590	11,666									
(うちトランザクター向け)	10	-	-	-	10									
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	38,948	-	-	-	-	-	-	77,993	0	116,941
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	25,322	-	-	13,831	-	0	39,153		
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計							
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	61	-	-	-	-	-	61							
	60%	その他	合計											
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	-	-	-											
	100%	150%	その他	合計										
不動産関連向け うちADC向け	-	-	-	-										
	50%	100%	150%	その他	合計									
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	19	36	167	0	222									
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	244	-	-	244									
	0%	10%	20%	100%	その他	合計								
現金	2,013	-	-	-	-	2,013								
取立未済手形	-	-	121	-	-	121								
信用保証協会等による保証付	-	1,451	-	-	0	1,452								
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-								
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-								

自己資本の充実の状況

⑦信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	令和5年度			令和4年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	-	83,306	83,306	-	76,088	76,088
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	7,568	7,568	-	7,588	7,588
	リスク・ウェイト20%	2,305	813,791	816,097	2,004	812,195	814,199
	リスク・ウェイト35%	-	71,588	71,588	-	73,691	73,691
	リスク・ウェイト50%	5,605	10	5,616	5,705	9	5,715
	リスク・ウェイト75%	-	74,322	74,322	-	67,124	67,124
	リスク・ウェイト100%	-	31,519	31,519	-	34,799	34,799
	リスク・ウェイト150%	-	15	15	-	14	14
	リスク・ウェイト250%	-	29,559	29,559	-	28,494	28,494
	その他	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-
自己資本控除額	-	-	-	-	-	-	
合計	7,910	1,111,683	1,119,594	7,709	1,100,008	1,107,717	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。
- 「1250%」の項目には、自己資本控除とした額を記載しています。

⑧資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	917,598	-	-	915,774
40%~70%	31,265	108	10%	30,719
75%	82,984	98	10%	82,370
80%	0	-	-	0
85%	578	-	-	571
90%~100%	7,594	0	10%	7,578
105%~130%	14,112	-	-	13,831
150%	167	0	10%	167
250%	1,601	-	-	1,601
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	13	13	10%	6
合計	1,055,917	219	10%	1,052,620

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度			令和4年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	1,102	-	-	1,102	-
地方三公社向け	-	1,501	-	-	1,501	-
金融機関及び第一種金融商品取扱業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	19	-	-	28	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合計	19	2,603	-	28	2,603	-

(注1)「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・左記以外(固定資産等)が含まれます。

(注2)「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

	令和6年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	1,102	-
地方三公社向け	-	1,501	-
金融機関及び第一種金融商品取扱業者及び保険会社向け	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	7	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	11	-	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-
事業用不動産向け	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合計	19	2,603	-

(注1)「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

(注2)「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(注3)「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

(注4)「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

(注5)「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

自己資本の充実の状況

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

■CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

■マーケット・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

当J Aは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

■オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続等の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当該リスクの管理方針等については、前項の「リスク管理の状況」をご覧ください。

◇B Iの算出方法

B I（事業規模指標）の額は、I L D C（金利要素）、S C（役務要素）およびF C（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、I L D C、S CおよびF Cの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇I L Mの算出方法

I L M（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B Iの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L Mの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

■出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するA L M委員会を定期的に開催して、

自己資本の充実の状況

日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーについては、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和6年度		令和5年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-	-	-
非上場	43,113	43,113	30,108	30,108	29,057	29,057
合計	43,113	43,113	30,108	30,108	29,057	29,057

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

令和6年度			令和5年度			令和4年度		
売却額	売却損	償却額	売却額	売却損	償却額	売却額	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-	-	-	-

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 （保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 （子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	1,437	1,377	1,377
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-	-
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	-	-	-
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	-	-	-
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	-	-	-

■金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量算出要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
ΔEVEの前事業年度末からの変動要因は、貸出金の増加によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1:金利リスク							
		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
項番		ΔEVE			ΔNII		
1	上方パラレルシフト	7,894	6,640	6,890	-	-	-
2	下方パラレルシフト	-	-	-	338	195	79
3	スティープ化	9,399	9,319	9,349			
4	フラット化						
5	短期金利上昇						
6	短期金利低下	1,732					
7	最大値	9,399	9,319	9,349	338	195	79
		令和6年度		令和5年度	令和4年度		
8	自己資本の額	65,804		64,082	62,563		

(注)

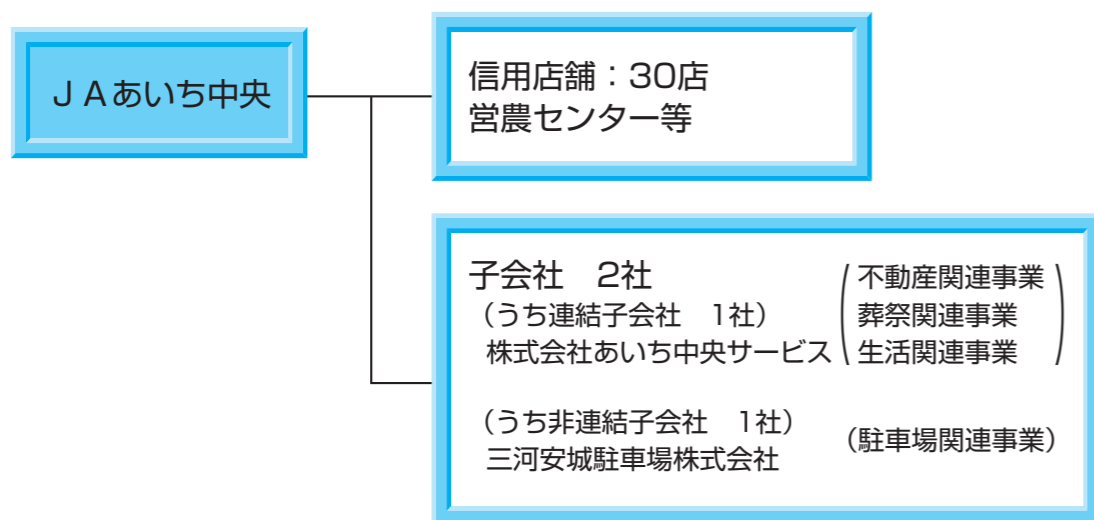
1. 「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

(1) グループの事業系統図 (令和7年6月1日現在)

JAあいち中央のグループは、当JA、子会社2社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は、1社です。

なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



(2) 子会社等の状況

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の内容	設立年月日	資本金	当JAの議決権比率	他の子会社等の議決権比率
株式会社あいち中央サービス	安城市箕輪町唐生83番地1	宅地建物取引業、駐車場経営、損害保険代理店業、葬祭事業、生活用品の販売業等	昭和62年12月1日	90百万円	100%	-
三河安城駐車場株式会社	安城市三河安城町1丁目10番地14	時間貸一般駐車場の経営、貸事務所及び貸店舗の経営	平成7年1月24日	90百万円	90%	10%

(3) 連結事業の概況

①事業の概況

令和6年度の当JAの連結決算は、子会社1社を連結しています。

連結決算の内容は、連結経常収益21,382百万円(対前年比2,227百万円増)、連結経常利益2,799百万円(対前年比37百万円増)、連結当期剰余金1,943百万円(対前年比204百万円増)となりました。

②連結子会社の事業概況

株式会社あいち中央サービス

令和6年度は、第8次中期計画のもとに、全社員一丸となり会社のビジョン「誠心誠意・品質本位」の姿勢で業務に取り組み、JAあいち中央グループの一員として、「JAあいち中央ブランド」の更なる確立に努めてまいりました。

令和6年は、地震や豪雨などの自然災害に見舞われ、甚大な被害が発生しました。農畜産物にとって、夏の猛暑などによる天候不順が収量減少や品質低下などの影響をあたえました。

こうした中、農業・地域社会・JAを取り巻く環境は、厳しい状況下にありましたが、組合員・利用者の皆様に支えられ事業活動を行うことができた結果、計画を上回る実績を確保することができました。

当期は売上高1,298百万円(計画対比100.3%、前年対比99.2%)、売上総利益514百万円(計画対比101.7%、前年対比103.6%)、営業利益138百万円(計画対比140.4%、前年対比109.7%)、経常利益136百万円(計画対比140.1%、前年対比109.4%)、税引前当期純利益137百万円(計画対比138.4%、前年対比111.9%)となり、税引前当期純利益は、計画比で38百万円の増益となり、前年比では13百万円の増益となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円)

項目	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
連結経常収益(事業収益)	21,382	19,154	19,801	18,079	21,190
信用事業収益	7,449	7,144	7,768	7,495	7,650
共済事業収益	2,386	2,289	2,414	2,628	2,620
農業関連事業収益	6,934	6,059	6,002	5,629	6,253
その他事業収益	4,611	3,660	3,617	2,326	4,667
連結経常利益	2,799	2,762	3,498	3,594	3,146
連結当期剰余金	1,943	1,739	2,239	2,574	2,300
連結純資産額	58,770	62,440	62,244	62,285	61,066
連結総資産額	1,113,509	1,117,891	1,106,402	1,094,614	1,076,848
連結自己資本比率	16.21%	17.25%	16.99%	16.58%	16.42%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(平成18年金融庁・農水省告示第2号)」に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

資 産				負債及び純資産			
科 目	令和6年度	令和5年度	令和4年度	科 目	令和6年度	令和5年度	令和4年度
1.信用事業資産	1,047,986	1,068,296	1,057,694	1.信用事業負債	1,045,746	1,046,022	1,034,339
(1) 現金及び預金	765,485	814,165	811,599	(1) 貯 金	1,043,028	1,044,108	1,030,118
(2) 有価証券	101,862	88,882	83,589	(2) 借入金	451	467	2,776
(3) 貸出金	175,954	160,524	157,526	(3) その他の信用事業負債	2,265	1,447	1,444
(4) その他の信用事業資産	4,813	4,860	5,180	2.共済事業負債	2,791	2,622	2,806
(5) 貸倒引当金	△ 130	△ 137	△ 161	3.経済事業負債	2,627	2,526	2,666
2.共済事業資産	26	5	11	4.雑負債	2,210	2,537	2,404
3.経済事業資産	3,575	3,378	3,594	5.諸引当金	1,362	1,741	1,941
4.雑資産	1,110	1,100	1,105	(1) 賞与引当金	188	288	292
5.固定資産	13,617	12,966	13,378	(2) 退職給付に係る負債	571	776	866
(1) 有形固定資産	13,534	12,883	13,288	(3) 役員退職慰労引当金	49	41	71
(2) 無形固定資産	82	82	89	(4) ポイント引当金	34	32	24
6.外部出資	43,060	30,055	29,004	(5) 特例業務負担金引当金	519	602	685
7.繰延税金資産	4,133	2,088	1,615	負債の部合計	1,054,738	1,055,450	1,044,158
				1.組合員資本	67,327	65,517	63,908
				(1) 出資金	3,627	3,618	3,605
				(2) 利益剰余金	63,706	61,905	60,309
				(3) 処分未済持分	△ 6	△ 6	△ 6
				(4) 子会社の所有する親組合出資金	△ 0	△ 0	△ 0
				2 評価・換算差額等	△ 8,556	△ 3,077	△ 1,663
				(1) その他有価証券評価差額金	△ 8,556	△ 3,077	△ 1,663
				(2) 繰延ヘッジ損益	-	-	-
				(3) 退職給付に係る調整累計額	-	-	-
				純資産の部合計	58,770	62,440	62,244
資産の合計	1,113,509	1,117,891	1,106,402	負債・純資産の合計	1,113,509	1,117,891	1,106,402

(6) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和5年度	令和4年度	科 目	令和6年度	令和5年度	令和4年度
1.事業総利益	12,356	12,509	13,156	(5) 購買事業収益	5,370	5,285	5,390
(1) 信用事業収益	7,449	7,144	7,768	(6) 購買事業費用	3,923	3,850	3,900
資金運用収益	6,831	6,655	7,310	購買事業総利益	1,446	1,434	1,489
(うち預金利息)	(4,504)	(4,469)	(4,908)	(7) 販売事業収益	3,003	1,684	1,561
(うち有価証券利息配当金)	(776)	(641)	(583)	(8) 販売事業費用	1,868	663	581
(うち貸出金利息)	(1,383)	(1,313)	(1,362)	販売事業総利益	1,135	1,021	979
(うちその他受入利息)	(167)	(231)	(456)	(9) その他事業収益	3,172	2,750	2,666
役員取引等収益	248	219	202	(10) その他事業費用	1,573	1,238	1,262
その他事業直接収益	-	-	-	その他事業総利益	1,598	1,512	1,404
その他経常収益	369	269	255	2.事業管理費	10,071	10,257	10,233
(2) 信用事業費用	1,555	804	807	(1) 人件費	6,453	6,681	6,732
資金調達費用	1,018	250	252	(2) その他事業管理費	3,617	3,575	3,500
(うち貯金利息)	(1,002)	(236)	(233)	事業利益	2,284	2,252	2,923
(うち給付補てん備金繰入)	(7)	(8)	(14)	3.事業外収益	543	529	716
(うち借入金利息)	(0)	(0)	(0)	4.事業外費用	28	19	141
(うちその他支払利息)	(8)	(5)	(3)	経常利益	2,799	2,762	3,498
役員取引等費用	69	57	55	5.特別利益	150	0	2
その他事業直接費用	-	76	96	6.特別損失	310	328	426
その他経常費用	467	419	403	税引前当期純利益	2,640	2,434	3,074
信用事業総利益	5,893	6,340	6,961	7.法人税、住民税及び事業税	555	635	842
(3) 共済事業収益	2,386	2,289	2,415	8.法人税等調整額	141	59	△ 7
(4) 共済事業費用	103	89	92	法人税等合計	696	695	835
共済事業総利益	2,282	2,199	2,322	当期剰余金	1,943	1,739	2,239

(注) 農業協同組合及び農業協同組合連合会の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書並びに計算に関する省令と整合を図るため、信用事業収益・費用の内訳について一部表示を変更しています。

(7) 連結注記表 (令和6年度)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結される子会社・子法人等 …… 1社
株式会社あいち中央サービス
 - ② 非連結子会社・子法人等 …… 1社
三河安城駐車場株式会社
非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純利益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額及び負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いております。
- (2) 持分法の適用に関する事項
 - 該当する事項はありません。
- (3) 連結される子会社の事業年度等に関する事項
 - 連結される子会社の決算日は次のとおりです。
3月末日 1社
連結される子会社の事業年度末は連結決算日と一致しております。
- (4) のれん償却方法及び償却期間
 - 該当する事項なし
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
 - 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

2. 継続組合の前提に関する注記

該当する事項なし

3. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
 - 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・子会社株式……………移動平均法による原価法
 - ・その他有価証券時価のあるもの……………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)
 - ・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおり行っています。
 - ・ 購買品・販売品(店舗在庫)……………売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - ・ 購買品・販売品(店舗在庫以外)……………移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - ・ 購買品(大型農機)……………個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - ・ その他の棚卸資産(店舗在庫以外)……………移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - ② 固定資産の減価償却方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)
 - 定率法により償却しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。
 - なお、カントリー・ライス施設(安城以北)については、平成23年4月1日以降に取得したもより定額法を採用しています。
 - 主な耐用年数は以下の通りです。
 - ・建物 5年～50年
 - ・機械装置 2年～15年
 - ② 無形固定資産
 - 定額法によっています。
 - なお、借地にかかる造成費等は、残存価額を0として、見込借地期間で均等償却しています。また、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。
 - ③ リース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法により償却しています。
 - (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。
 - 個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)にかかる債権について、債権額から担保の債務者(破綻懸念先)にかかる債権による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
 - また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を判断し、必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。
 - 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
 - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理課が資産査定を実施し、当該部署から独立した検査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。
 - ② 賞与引当金
 - 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。
 - ア. 退職給付見込額の期間帰属方法
 - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。
 - イ. 数理計算上の差異の費用処理方法
 - 数理計算上の差異については、各事業年度末の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理することとしています。
 - ④ 役員退職慰労引当金
 - 役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。
 - ⑤ ポイント引当金
 - 産直事業を主体として組員・利用者との関係強化等を目的とする産直ポイント制度に基づき、組員・利用者へ付与したポイントの使用による費用の発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。
 - ⑥ 特例業務負担金引当金
 - 特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - ① 収益認識関連
 - 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。
 - ア. 購買事業
 - 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - イ. 販売事業
 - i) 委託販売取引
 - 組員が生産した農畜産物の販売を受託し、当組合が集荷して卸売市場等に販売する取引であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農畜産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農畜産物の卸売市場等への売渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - ii) 買取販売取引
 - 組員が生産した農畜産物を業者等に販売する取引であり、当組合は農畜産物を業者等に売り渡す義務を負っています。この業者等に対する履行義務は、農畜産物の売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - ウ. 保管事業
 - 組員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
 - エ. 利用事業
 - カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - オ. 宅地等供給事業
 - i) 土地・アパート・駐車場等を管理する事業
 - 組員が所有する土地・アパート・駐車場等を管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、管理期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
 - ii) 宅地等の売渡しの仲介サービス事業
 - 組員の委託に基づき行う宅地等の引渡しの仲介サービス事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を供給する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡し完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。
 - カ. 高齢者福祉事業
 - 要介護者を対象としたデイサービス・訪問介護・訪問看護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - キ. 加工事業
 - 組員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。

- (6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
 - 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額が百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
 - 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しております。
 - ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。
 - ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
 - 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

4. 会計方針の変更に関する注記

該当する事項なし

5. 表示方法の変更に関する注記

該当する事項なし

6. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 貸出金等の一般貸倒引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正
 - ① 当事業年度の計算書類に計上した一般貸倒引当金：83百万円
 - ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - 貸出金などの一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上しています。将来見込み等必要な修正は、当組合の貸出金のポート・フォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等に起因する貸倒リスクを合理的に見積っています。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。
- (2) 固定資産の減損
 - ① 当事業年度の計算書類に計上した減損損失：123百万円
 - ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - 資産グループに減損の兆候が存在する場合、当該資産グループの将来キャッシュ・フローを見積り、減損を認識するか否かを判定しています。当該将来キャッシュ・フローは、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料(過去実績、収支見込み等)をもとに作成した中長期計画及び事業計画の数値を基礎として、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積っています。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、地域情勢、将来の不確実な経済状況及び組合の数値の経営状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。
- (3) 繰延税金資産の回収可能性
 - ① 当事業年度の計算書類に計上した金額：4,178百万円(繰延税金負債相殺前)
 - ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - 繰延税金資産は、翌年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度とし計上しています。
 - 翌年度以降の課税所得の見積りについては、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料(過去実績、収支見込み等)をもとに作成した中長期計画及び事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって将来の課税所得が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

7. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当する事項なし

8. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 固定資産の圧縮記帳額
 - 固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の総額は926百万円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	246百万円	建物付属設備	6百万円
土地	249百万円	その他固定資産	422百万円
無形固定資産	2百万円		
- (2) リース契約により使用する重要な固定資産
 - 貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、金融窓口端末装置(WM)、業務車両があります。
- (3) 子会社等に対する金銭債権・債務の総額
 - ・子会社等に対する金銭債権の総額 58百万円
 - ・子会社等に対する金銭債務の総額 1,991百万円
- (4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額
 - ・理事及び監事に対する金銭債権の総額 530百万円
 - ・理事及び監事に対する金銭債務の総額 - 百万円
- (5) 農協法等開示債権の状況

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	331
危険債権	223
三月以上延滞債権	-
貸出条件緩和債権	-
合計	555

- ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- ② 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
- ③ 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。(上記①及び②の債権を除きます。)
- ④ 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。(上記①、②の債権及び、③の貸出金を除きます。)
- ⑤ なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

9. 連結損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額 (単位:百万円)

	収益	費用
事業取引高	34	0
事業取引以外の取引高	67	0
総額	102	0

- (2) 減損損失に関する注記
 - ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
 - 当期に減損損失を認識した固定資産は、次のとおりです。

場所	用途	種類
介護支援センター(福祉安城南)	福祉事業施設	建物、その他固定資産等
デイサービス碧南(福祉碧南)	福祉事業施設	建物、土地、その他固定資産等
デイサービス刈谷南(福祉刈谷南)	福祉事業施設	建物、その他固定資産等
デイサービス安城北(福祉安城北)	福祉事業施設	建物、土地、その他固定資産等
碧南高浜事務所	開発事業施設	建物、その他固定資産
安城中支店	営業用店舗	建物、土地、その他固定資産等
桜井農機サービスセンター	農機事業施設	その他固定資産
産直センター刈谷北部	直売所施設	建物、その他固定資産
ファーマーズマーケットでんまあと安城北部	直売所施設	建物、その他固定資産
ファーマーズマーケットでんまあと安城西部	直売所施設	建物、その他固定資産
総合センター給油所	燃料事業施設	建物、その他固定資産
旧東尾上条支店他	遊休資産	建物、土地他

- 当組合は、事業資産については継続的な収支の把握を行っている支店(本店営業部を含む)・生活店舗・給油所・福祉関連施設・農機センターを、遊休資産及び買買不動産については各資産をグループの最小単位としています。また、営農センター、カントリーエレベーター、ライスセンター、育苗施設については管轄地区の共用資産とし、本店、地区の共用資産以外の農業関係等の共同利用施設についてはJA全体の共用資産としています。
- ② 減損損失の認識に至った経緯
 - 農機事業施設、燃料事業施設、直売所施設、開発事業施設、福祉事業施設、営業用店舗は、営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。遊休資産については、使用価値が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

- ③ 特別損失に計上した減損損失の金額及び主な固定資産等の種類ごとの減損損失の内訳
 - 介護支援センター(福祉安城南)
 - 12百万円(建物0百万円、その他固定資産等11百万円)
 - デイサービス碧南(福祉碧南)
 - 3百万円(建物2百万円、土地0百万円、その他固定資産等0百万円)
 - デイサービス刈谷南(福祉刈谷南)
 - 10百万円(建物5百万円、その他固定資産等4百万円)
 - デイサービス安城北(福祉安城北)
 - 1百万円(建物1百万円、土地0百万円、その他固定資産等0百万円)
 - 碧南高浜事務所
 - 0百万円(建物0百万円、その他固定資産0百万円)
 - 安城中支店
 - 53百万円(建物48百万円、土地4百万円、その他固定資産等1百万円)
 - 桜井農機サービスセンター
 - 0百万円(その他固定資産等0百万円)
 - 産直センター刈谷北部
 - 2百万円(建物0百万円、その他固定資産1百万円)
 - ファーマーズマーケットでんまあと安城北部
 - 27百万円(建物7百万円、その他固定資産19百万円)
 - ファーマーズマーケットでんまあと安城西部
 - 3百万円(建物0百万円、その他固定資産3百万円)
 - 総合センター給油所
 - 0百万円(建物0百万円、土地0百万円、その他固定資産0百万円)
 - 旧東尾上条支店他
 - 6百万円(建物0百万円、土地6百万円、その他固定資産0百万円)
- ④ 回収可能価額の算出方法
 - 遊休資産の回収可能価額については、使用価値または正味売却価格を採用しており、適用した割引率は、2.705%です。
 - 介護支援センター(福祉安城南)、デイサービス碧南(福祉碧南)、デイサービス刈谷南(福祉刈谷南)、デイサービス安城北(福祉安城北)、碧南高浜事務所、安城中支店、桜井農機サービスセンター、産直センター刈谷北部、ファーマーズマーケットでんまあと安城北部、ファーマーズマーケットでんまあと安城西部、総合センター給油所の回収可能価額は、正味売却価格を採用しています。

連結情報

- なお、正味売却価額は、土地については路線価等を合理的に調整した価額に基づいて評価しており、土地以外の資産については売却価値がないものとして評価しています。
- (3)特別利益及び特別損失に関する注記
固定資産処分益には、西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業の換地処分による交換差益120百万円が含まれており、同額を固定資産圧縮損として計上しています。

10. 金融商品に関する注記

- (1)金融商品の状況に関する事項
- ①金融商品に対する取組方針
当組合は農家組合員や地域から預った貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。
- ②金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。
- ③金融商品に係るリスク管理体制
ア. 信用リスクの管理
当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。
- イ. 市場リスクの管理
当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。
とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
<市場リスクに係る定量的情報>
(トレーディング目的以外の金融商品)
当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。
金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.35%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,922百万円減少するものと把握しています。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。
- ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。
- ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもありえます。

- (2)金融商品の時価等に関する事項
- ①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等
当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	763,471	761,738	△ 1,733
有価証券	101,862	101,862	-
その他有価証券	101,862	101,862	-
貸出金	175,954		
貸倒引当金(注)	△ 130		
貸倒引当金控除後	175,823	174,954	△ 868
資産計	1,041,288	1,038,556	△ 2,732
貯金	1,043,028	1,036,893	△ 6,135
負債計	1,043,028	1,036,893	△ 6,135

(注)貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載しています。

- ②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明
- 【資産】
- ア. 預金
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。
- イ. 有価証券
国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。
上場投資信託は取引所の価格によっています。
- ウ. 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。
なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。
また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

- 【負債】
- ア. 貯金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づき区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。
- ③市場価格のない株式等
市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
外部出資	43,113
合計	43,113

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	763,471	-	-	-	-	-
有価証券	1,000	400	4,500	2,200	4,800	100,700
その他有価証券のうち満期のあるもの	1,000	400	4,500	2,200	4,800	100,700
貸出金(注1,2,3)	10,616	9,342	9,035	8,643	8,269	129,912
合計	775,088	9,742	13,535	10,843	13,069	230,612

- (注1)貸出金のうち、当座貸越639百万円については「1年以内」に含めています。
(注2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等122百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
(注3)貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部のみが実行されている案件10百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注)	912,420	79,134	50,397	1,457	1,109	183
合計	912,420	79,134	50,397	1,457	1,109	183

(注)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

連結情報

11. 有価証券に関する注記

- (1)その他有価証券
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。（単位：百万円）

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	604	602	2
	地方債	300	299	0
	社債	1,301	1,300	1
	受益証券	2,814	1,238	1,576
	小計	5,021	3,440	1,580
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	71,156	82,207	△ 11,050
	地方債	10,846	11,798	△ 952
	政府保証債	964	1,100	△ 135
	社債	13,674	15,099	△ 1,425
	受益証券	199	199	△ 0
小計	96,841	110,405	△ 13,563	
合計	101,862	113,845	△ 11,982	

- (2)当事業年度中に売却したその他有価証券
当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。（単位：百万円）

	売却額	売却益	売却損
受益証券	637	297	-
合計	637	297	-

12. 退職給付に関する注記

- (1)退職給付に係る注記
- ①採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付にあてるため、職員退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。
- ②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- | 期首における退職給付債務 | 5,998百万円 |
|--------------|----------|
| 勤務費用 | 267百万円 |
| 利息費用 | 55百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △ 510百万円 |
| 退職給付の支払額 | △ 387百万円 |
| 期末における退職給付債務 | 5,423百万円 |
- ③年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- | 期首における年金資産 | 5,473百万円 |
|-----------------|----------|
| 期待運用収益 | 56百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △ 34百万円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | 149百万円 |
| 確定給付企業年金制度への拠出金 | 101百万円 |
| 退職給付の支払額 | △ 331百万円 |
| 期末における年金資産 | 5,414百万円 |

- ④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表
- | 退職給付債務 | 5,423百万円 |
|-------------|------------|
| 年金資産 | △ 5,414百万円 |
| 特定退職金共済制度 | △ 2,349百万円 |
| 確定給付企業年金制度 | △ 3,065百万円 |
| 未積立退職給付債務 | 8百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 562百万円 |
| 貸借対照表計上額純額 | 571百万円 |
| 退職給付に係る負債 | 571百万円 |

- ⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額
- | 勤務費用 | 267百万円 |
|----------------|----------|
| 利息費用 | 55百万円 |
| 期待運用収益 | △ 56百万円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △ 165百万円 |
| 合計 | 101百万円 |

- ⑥年金資産の主な内訳
ア. 特定退職金共済制度
- | | |
|--------|------|
| 債券 | 72% |
| 年金保険投資 | 25% |
| 現金及び預金 | 3% |
| 合計 | 100% |

- イ. 確定給付企業年金制度
一般勘定 100%

- ⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

- ⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項
- | | |
|-----------|-------|
| 割引率 | 1.71% |
| 長期期待運用収益率 | 1.03% |

- (2)特別業務負担金の将来見込額
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特別業務負担金は72百万円であり、特別業務負担金引当金から取り崩しています。
なお、同共済組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特別業務負担金の将来見込額は515百万円となっています。

13. 税効果会計に関する注記

- (1)繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳（単位：百万円）
- | 繰延税金資産 | |
|--------------|-------|
| 貸倒引当金超過 | 23 |
| 退職給付引当金 | 161 |
| 賞与引当金 | 60 |
| 役員退職慰労金引当金 | 14 |
| 特別業務負担金引当金 | 145 |
| 固定資産減損損失 | 580 |
| 有価証券減損処理 | 58 |
| ポイント引当金 | 9 |
| 未払事業税等 | 34 |
| 資産除去債務 | 58 |
| その他有価証券評価差額金 | 3,426 |
| その他 | 64 |
| 繰延税金資産 小計 | 4,636 |
| 評価性引当額 | △ 462 |
| 繰延税金資産 合計 | 4,174 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務相当資産 | △ 41 |
| 繰延税金負債 合計 | △ 41 |
| 繰延税金資産の純額 | 4,133 |
- (2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
- | 法定実効税率 | 27.4% |
|----------------------|--------|
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.6% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △ 2.5% |
| 法人税額の税額控除 | △ 0.3% |
| 評価性引当額の増減 | 1.6% |
| 住民税の均等割額等 | 0.2% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | △ 0.5% |
| その他 | △ 0.6% |
| 税効果適用後の法人税等負担率 | 25.8% |

- (3)税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額
「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.4%から28.1%に変更されました。
この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は98百万円増加し、その他有価証券評価差額金は85百万円減少し、法人税等調整額は13百万円減少しております。

14. 賃貸等不動産に関する注記

該当する事項なし

15. 合併に関する注記

該当する事項なし

16. 新設分割に関する注記

該当する事項なし

17. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項なし

18. 収益認識に関する注記

「3.重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

19. その他の注記

該当する事項なし

連結注記表（令和5年度）

1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1)連結の範囲に関する事項
 - ①連結される子会社・子法人等 ……1社
株式会社あいち中央サービス
 - ②非連結子会社・子法人等 ……1社
三河安城駐車場株式会社
非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純利益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額及び負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いております。
- (2)持分法の適用に関する事項
 - 該当する事項はありません。
- (3)連結される子会社の事業年度等に関する事項
 - 連結される子会社の決算日は次のとおりです。
3月末日 1社
連結される子会社の事業年度末は連結決算日と一致しております。
- (4)のれん償却方法及び償却期間
 - 該当する事項なし
- (5)剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
 - 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

2.継続組合の前提に関する注記

該当する事項なし

3.重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1)資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。
・子会社株式……………移動平均法による原価法
・其他有価証券
時価のあるもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）
市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
 - ②棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおり行っています。
・購買品（店舗在庫）……………売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
・購買品（店舗在庫以外）……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
・購買品（大型農機）……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
・その他の棚卸資産（店舗在庫以外）…最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ②固定資産の減価償却方法
 - ①有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定率法により償却しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。
なお、カントリー・ライス施設（安城地区）については、平成23年4月1日以降に取得したものより定額法を採用しています。
主な耐用年数は以下の通りです。
・建物 5年～50年
・機械装置 2年～15年
 - ②無形固定資産
 - 定額法によっています。
なお、借地にかかる造成費等は、残存価額を0として、見込借地期間で均等償却しています。また、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
 - ③リース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法により償却しています。
 - (3)引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。
個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を判断し、必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理課が資産査定を実

- 施し、当該部署から独立した検査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。
- ②賞与引当金
 - 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。
- ③退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。
ア.退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。
イ.数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度末の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により投分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。
 - ④役員退職慰労引当金
 - 役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。
 - ⑤ポイント引当金
 - 産直事業を主体として組員・利用者との関係強化等を目的とする産直ポイント制度に基づき、組員・利用者へ付与したポイントの使用による費用の発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。
 - ⑥特例業務負担金引当金
 - 特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。
 - (4)収益及び費用の計上基準
 - ①収益認識関連
 - 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。
ア.購買事業
 - 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - イ.販売事業
 - i)委託販売取引
 - 組員が生産した農畜産物の販売を受託し、当組合が集荷して卸売市場等に販売する取引であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農畜産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農畜産物の卸売市場等への売渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - ii)買取販売取引
 - 組員が生産した農畜産物を業者等に販売する取引であり、当組合は農畜産物を業者等に売り渡す義務を負っています。この業者等に対する履行義務は、農畜産物の売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - ウ.保管事業
 - 組員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役員提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
 - エ.利用事業
 - カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役員提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - オ.宅地等供給事業
 - i)土地・アパート・駐車場等を管理する事業
 - 組員が所有する土地・アパート・駐車場等を管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役員提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、管理期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
 - ii)宅地等の売渡しの仲介サービス事業
 - 組員の委託に基づき行う宅地等の引渡しの仲介サービス事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役員を供給する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡し完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。
 - カ.高齢者福祉事業
 - 要介護者を対象としたデイサービス・訪問介護・訪問看護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役員提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - キ.加工事業
 - 組員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - ②消費税及び地方消費税の会計処理の方法
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。

- (6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
 - 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額が百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
 - ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
 - 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しております。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。
②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

4.会計方針の変更に関する注記

該当する事項なし

5.表示方法の変更に関する注記

該当する事項なし

6.会計上の見積りに関する注記

- (1)貸出金等の一般貸倒引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正
 - ①当事業年度の計算書類に計上した一般貸倒引当金：86百万円
 - ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
貸出金などの一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上しています。将来見込み等必要な修正は、当組合の貸出金のポート・フォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等に起因する貸倒リスクを合理的に見積っています。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。
- (2)固定資産の減損
 - ①当事業年度の計算書類に計上した減損損失：300百万円
 - ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合、当該資産グループの将来キャッシュ・フローを見積り、減損を認識するか否かを判定しています。当該将来キャッシュ・フローは、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画の数値を基礎として、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積っています。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、地域情勢、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。
- (3)繰延税金資産の回収可能性
 - ①当事業年度の計算書類に計上した金額：2,092百万円（繰延税金負債相殺前）
 - ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産は、翌年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度とし計上しています。
翌年度以降の課税所得の見積りにについては、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって将来の課税所得が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

7.会計上の見積りの変更に関する注記

該当する事項なし

8.連結貸借対照表に関する注記

- (1)固定資産の圧縮帳帳額
 - 固定資産の取得価額から控除している圧縮帳帳額の総額は808百万円であり、その内訳は次のとおりです。
建物 246百万円 建物付属設備 6百万円
土地 128百万円 その他の固定資産 426百万円
無形固定資産 0百万円
- (2)リース契約により使用する重要な固定資産
 - 貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、金融窓口端末装置（WM）、業務車両があります。
- (3)子会社等に対する金銭債権・債務の総額
 - ・子会社等に対する金銭債権の総額 63百万円
 - ・子会社等に対する金銭債務の総額 1,833百万円
- (4)役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額
 - ・理事及び監事に対する金銭債権の総額 564百万円
 - ・理事及び監事に対する金銭債務の総額 - 百万円
- (5)農協法等開示債権の状況
 - (単位：百万円)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	331
危険債権	285
三月以上延滞債権	-
貸出条件緩和債権	-
合計	616

- ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- ②危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
- ③三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。（上記①及び②の債権を除きます。）
- ④貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。（上記①、②、③の貸出金を除きます。）
- ⑤なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

9.連結損益計算書に関する注記

(1)減損損失に関する注記

- ①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当期に減損損失を認識した固定資産は、次のとおりです。

場所	用途	種類
碧南農機サービスセンター	農機事業施設	建物、土地、その他固定資産
農機センター	農機事業施設	建物、土地、その他固定資産
桜井農機サービスセンター	農機事業施設	その他固定資産
燃料センター	燃料事業施設	建物、土地、その他固定資産
総合センター給油所	燃料事業施設	建物、土地、その他固定資産
自動車センター	自動車整備販売事業施設	建物、土地、その他固定資産等
ファーマーズマーケットでんまあと安城西部	直売所施設	その他固定資産等
ファーマーズマーケットでんまあと刈谷南	直売所施設	建物、土地、その他固定資産
産直センター安城東部	直売所施設	土地、その他固定資産
産直センター刈谷北部	直売所施設	建物、その他固定資産
産直センター安城桜井	直売所施設	その他固定資産
産直センター高浜	直売所施設	建物、土地、その他固定資産
資産相談センター	開発事業施設	建物、土地
碧南高浜事務所	開発事業施設	建物、土地、その他固定資産等
介護支援センター（福祉安城南）	福祉事業施設	その他固定資産等
テイサービス刈谷南（福祉刈谷南）	福祉事業施設	建物、土地、その他固定資産等
テイサービス碧南（福祉碧南）	福祉事業施設	建物、土地、その他固定資産等
テイサービス安城北（福祉安城北）	福祉事業施設	建物、土地、その他固定資産等
旧東尾上桑支店他	遊休資産	建物、土地他

当組合は、事業資産については継続的な収支の把握を行っている支店（本店営業部を含む）・生活店舗・給油所・福祉関連施設・農機センターを、遊休資産及び賃貸不動産については各資産をグループの最小単位としています。また、営農センター、カントリーエレベーター、ライスセンター、育苗施設については管轄地区の共用資産とし、本店、地区の共用資産以外の農業関係等の共同利用施設についてはJA全体の共用資産としています。

②減損損失の認識に至った経緯

農機事業施設、燃料事業施設、自動車整備販売事業施設、直売所施設、開発事業施設、福祉事業施設は、営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。遊休資産については、使用価値が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③特別損失に計上した減損損失の金額及び主な固定資産等の種類ごとの減損損失の内訳

碧南農機サービスセンター	13百万円（建物0百万円、土地12百万円、その他固定資産0百万円）
農機センター	21百万円（建物5百万円、土地15百万円、その他固定資産0百万円）
桜井農機サービスセンター	0百万円（その他固定資産0百万円）
燃料センター	7百万円（建物3百万円、土地2百万円、その他固定資産1百万円）
総合センター給油所	11百万円（建物5百万円、土地4百万円、その他固定資産1百万円）
自動車センター	1百万円（建物0百万円、土地0百万円、その他固定資産等0百万円）
ファーマーズマーケットでんまあと安城西部	4百万円（その他固定資産等4百万円）
ファーマーズマーケットでんまあと刈谷南	24百万円（建物13百万円、土地6百万円、その他固定資産4百万円）
産直センター安城東部	1百万円（土地1百万円、その他固定資産0百万円）
産直センター刈谷北部	0百万円（建物0百万円、その他固定資産0百万円）
産直センター安城桜井	0百万円（その他固定資産0百万円）
産直センター高浜	11百万円（建物8百万円、土地2百万円、その他固定資産1百万円）
資産相談センター	1百万円（建物1百万円、土地0百万円）
碧南高浜事務所	1百万円（建物0百万円、土地1百万円、その他固定資産等0百万円）
介護支援センター（福祉安城南）	2百万円（その他固定資産等2百万円）

連結情報

テイサービス刈谷南(福祉刈谷南)
 35百万円 (建物18百万円、土地11百万円、その他固定資産等5百万円)
 テイサービス碧南(福祉碧南)
 9百万円 (建物7百万円、土地1百万円、その他固定資産等0百万円)
 テイサービス安城北(福祉安城北)
 9百万円 (建物8百万円、土地0百万円、その他固定資産等0百万円)
 旧東尾上条支店他
 140百万円 (建物2百万円、土地137百万円、その他固定資産等0百万円)

⑥回収可能価額の算出方法

遊休資産の回収可能価額については、使用価値または正味売却価格を採用しており、適用した割引率は、2.735%です。
 碧南農機サービスセンター、農機センター、桜井農機サービスセンター、燃料センター、総合センター給油所、自動車センター、ファーマーズマーケットでんまあと安城西部、ファーマーズマーケットでんまあと刈谷南、産直センター安城東部、産直センター刈谷北部、産直センター安城桜井、産直センター高浜、碧南高浜事務所、資産相談センター、介護支援センター(福祉安城南)、テイサービス刈谷南(福祉刈谷南)、テイサービス碧南(福祉碧南)、テイサービス安城北(福祉安城北)の回収可能価額は、正味売却価額を採用しています。なお、正味売却価額は、土地については路線価等を合理的に調整した価額に基づいて評価しており、土地以外の資産については売却価値がないものとして評価しています。

10.金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預った貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

<市場リスクに係る定量的情報>

(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.48%下落したものと想定した場合には、経済価値が4,281百万円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって場合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	812,606	812,149	△ 457
有価証券	88,882	88,882	-
その他有価証券	88,882	88,882	-
貸出金	160,524		
貸倒引当金(注)	△ 137		
貸倒引当金控除後	160,387	161,330	942
資産計	1,061,876	1,062,361	485
貯金	1,044,108	1,043,269	△ 839
負債計	1,044,108	1,043,269	△ 839

(注)貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap、以下、「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

上場投資信託は取引所の価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。
 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資	30,108
合計	30,108

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	812,606	-	-	-	-	-
有価証券	700	1,000	400	500	2,200	88,000
その他有価証券のうち満期のあるもの	700	1,000	400	500	2,200	88,000
貸出金(注1,2,3)	10,195	8,881	8,573	8,219	7,869	116,697
合計	823,502	9,881	8,973	8,719	10,069	204,697

(注1)貸出金のうち、当座貸越622百万円については「1年以内」に含めています。

(注2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等74百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(注3)貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部のみが実行されている案件14百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注)	863,604	83,606	94,203	1,217	1,280	195
合計	863,604	83,606	94,203	1,217	1,280	195

(注)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

連結情報

11.有価証券に関する注記

(1)その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。(単位:百万円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	8,364	8,272	91
	地方債	6,034	5,898	136
	社債	5,223	5,103	119
	受益証券	3,518	1,377	2,140
	小計	23,141	20,652	2,488
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	48,017	53,651	△ 5,634
	地方債	6,021	6,400	△ 378
	政府保証債	1,046	1,100	△ 53
	社債	10,656	11,395	△ 739
	小計	65,740	72,547	△ 6,806
合計	88,882	93,199	△ 4,317	

(2)当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。(単位:百万円)

	売却額	売却益	売却損
債券	523	-	76
国債	523	-	76
合計	523	-	76

12.退職給付に関する注記

(1)退職給付に係る注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	6,093百万円
勤務費用	284百万円
利息費用	38百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 152百万円
退職給付の支払額	△ 266百万円
期末における退職給付債務	5,998百万円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	5,347百万円
期待運用収益	53百万円
数理計算上の差異の発生額	29百万円
特定退職金共済制度への拠出金	149百万円
確定給付企業年金制度への拠出金	115百万円
退職給付の支払額	△ 222百万円
期末における年金資産	5,473百万円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

退職給付債務	5,998百万円
年金資産	△ 5,473百万円
特定退職金共済制度	△ 2,432百万円
確定給付企業年金制度	△ 3,040百万円
未積立金退職給付債務	525百万円
未認識数理計算上の差異	251百万円
貸借対照表計上額純額	776百万円
退職給付に係る負債	776百万円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	284百万円
利息費用	38百万円
期待運用収益	△ 53百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 50百万円
合計	218百万円

⑥年金資産の主な内訳

ア. 特定退職金共済制度	
債券	63%
年金保険投資	28%
現金及び預金	4%
その他	5%
合計	100%

イ. 確定給付企業年金制度

一般勘定	100%
------	------

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.94%
長期期待運用収益率	1.00%

(2)特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金は72百万円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

なお、同共済組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は578百万円となっています。

13.税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位:百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金超過	22
退職給付引当金	213
賞与引当金	92
役員退職慰労金引当金	11
特例業務負担金引当金	164
固定資産減損損失	565
有価証券減損処理	57
ポイント引当金	8
未払事業税等	40
資産除去債務	21
その他有価証券評価差額金	1,240
その他	64
繰延税金資産 小計	2,504
評価性引当額	△ 409
繰延税金資産 合計	2,095
繰延税金負債	
資産除去債務相当資産	△ 6
繰延税金負債 合計	△ 6
繰延税金資産の純額	2,088

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。

14.賃貸等不動産に関する注記

該当する事項なし

15.合併に関する注記

該当する事項なし

16.新設分割に関する注記

該当する事項なし

17.重要な後発事象に関する注記

該当する事項なし

18.収益認識に関する注記

「3.重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

19.その他の注記

該当する事項なし

連結情報

連結注記表（令和4年度）

1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1)連結の範囲に関する事項

- ①連結される子会社・子法人等　… 1社（株式会社あいち中央サービス）
- ②非連結子会社・子法人等　… …… 1社（三河安城駐車場株式会社）
 - 非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純利益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額及び負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いております。

(2)持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3)連結される子会社の事業年度等に関する事項

- ①連結される子会社の決算日は次のとおりです。
 - 3月末日：1社
 - 連結される子会社の事業年度末は連結決算日と一致しております。

(4)のれん償却方法及び償却期間

該当する事項なし

(5)剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

- 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

2.継続組合の前提に関する注記

該当する事項なし

3.重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

- ①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。
 - 満期保有目的の債券… ……償却原価法（定期法）
 - 子会社株式… ……移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの… ……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）
 - 市場価格のない株式等… ……移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおり行っています。
 - ・購買品（店舗在庫）… ……売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ・購買品（店舗在庫以外）… ……移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ・購買品（大型農機）… ……個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ・その他の棚卸資産（店舗在庫以外）… ……最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2)固定資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

- 定率法により償却しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。
 - なお、カントリー・ライス施設（安城以外）については、平成23年4月1日以降に取得したものでより定額法を採用しています。

- 主な耐用年数は以下の通りです。
 - ・建物　　5年～50年
 - ・機械装置　2年～15年

②無形固定資産

- 定額法によっています。
 - なお、借地にかかる造成費等は、残存価額を0として、見込地期間で均等償却しています。また、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

③リース資産

- リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法により償却しています。

(3)引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。

個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を判断し、必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んだり計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理課が資産査定を実施し、当該部署から独立した検査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度末の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の実業年度から費用処理することとしています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金を支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ポイント引当金

産直事業を主体として組員・利用者との関係強化等を目的とする産直ポイント制度に基づき、組員・利用者に付与したポイントの使用による費用の発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

⑥特例業務負担金引当金

特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

(4)収益及び費用の計上基準

①収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。

ア. 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

イ. 販売事業

i) 委託販売取引

組員が生産した農畜産物の販売を受託し、当組合が集荷して卸売市場等に販売する取引であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農畜産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農畜産物の卸売市場等への売渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ii) 買取販売取引

組員が生産した農畜産物を業者等に販売する取引であり、当組合は農畜産物を業者等に売り渡す義務を負っています。この業者等に対する履行義務は、農畜産物の売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ウ. 保管事業

組員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

エ. 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

オ. 宅地等供給事業

i) 土地・アパート・駐車場等を管理する事業

組員が所有する土地・アパート・駐車場等を管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、管理期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

ii) 宅地等の売渡しの仲介サービス事業

組員員の委託に基づき行う宅地等の引渡しの仲介サービス事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を供給する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

カ. 高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・訪問看護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

キ. 加工事業

組員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。

(6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額が百万円未満の科目については「0」で表示しています。

連結情報

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

4.会計方針の変更に関する注記

(1)時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

当組合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

5.表示方法の変更に関する注記

該当する事項なし

6.会計上の見積りに関する注記

(1)貸出金等の一般貸倒引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正

①当事業年度の計算書類に計上した一般貸倒引当金：114百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸出金などの一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上しています。将来見込み等必要な修正は、当組合の貸出金のポート・フォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地域動向、主要貸出業種の収支見込み等に起因する貸倒リスクを合理的に見積っています。このうち、地域の人口動向・地域動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した減損損失：424百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合、当該資産グループの将来キャッシュ・フローを見積り、減損を認識するか否かを判定しています。当該将来キャッシュ・フローは、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画の数値を基礎として、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積っています。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、地域情勢、将来の不確実な経済状況及び組合の経営状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3)繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額：1,615百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、翌年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度とし計上しています。

翌年度以降の課税所得の見積りについては、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって将来の課税所得が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

7.会計上の見積りの変更に関する注記

該当する事項なし

8.連結貸借対照表に関する注記

(1)固定資産の圧縮記帳額

固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の総額は808百万円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 246百万円　建物附属設備 6百万円　土地 128百万円
その他の有形固定資産 426百万円　無形固定資産 0百万円

(2)リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、金融窓口端末装置（WM）、業務車両があります。

(3)貸付有価証券

期末に消費貸借契約により貸し付けている有価証券は次のとおりです。

科目	貸借対照表計上額
国債	1,104百万円
合計	1,104百万円

(4)子会社等に対する金銭債権・債務の総額

・子会社等に対する金銭債権の総額　82百万円
・子会社等に対する金銭債務の総額　1,735百万円

(5)役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額

・理事及び監事に対する金銭債権の総額　405百万円

・理事及び監事に対する金銭債務の総額　－百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	176
危険債権	254
三月以上延滞債権	－
貸出条件緩和債権	－
合　計	430

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

②危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

③三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。（上記①及び②の債権を除きます。）

④貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。（上記①、②、③の貸出金を除きます。）

⑤なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

9.連結損益計算書に関する注記

(1)減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当期に減損損失を認識した固定資産は、次のとおりです。

場所	用途	種類
碧南農機サービスセンター	農機事業施設	建物、土地、その他固定資産
桜井農機サービスセンター	農機事業施設	建物、土地
燃料センター	燃料事業施設	建物、土地、その他固定資産等
自動車センター	自動車整備販売事業施設	建物、土地、その他固定資産等
ファーマーズマーケットでんまゝと安城西部	直売所施設	建物、その他固定資産
ファーマーズマーケットでんまゝと刈谷南	直売所施設	建物、土地、その他固定資産等
産直センター安城東部	直売所施設	土地、その他固定資産
産直センター「道の駅」デンパーク安城	直売所施設	その他固定資産
ファーマーズマーケットでんまゝと安城北	直売所施設	建物、その他固定資産等
産直センター刈谷北部	直売所施設	建物、その他固定資産
産直センター安城桜井	直売所施設	その他固定資産
資産相談センター	開発事業施設	建物、土地、その他固定資産等
福祉健康相談センター（福祉安城南）	福祉事業施設	建物、土地、その他固定資産等
デイサービス刈谷南（福祉刈谷南）	福祉事業施設	建物、土地、その他固定資産等
デイサービス碧南（福祉碧南）	福祉事業施設	建物、土地、その他固定資産等
デイサービス安城北（福祉安城北）	福祉事業施設	建物、土地、その他固定資産等
旅行センター	旅行事業施設	土地、その他固定資産等

当組合は、事業資産については継続的な収支の把握を行っている支店（本店営業部を含む）・生活店舗・給油所・福祉関連施設・農機センターを、遊休資産及び賃貸不動産については各資産をグループの最小単位としています。また、営業センター、カントリーエレベーター、ライスセンター、育苗施設については管轄地区の共用資産とし、本店、地区の共用資産以外の農業関係等の共同利用施設についてはJ A全体の共用資産としています。

②減損損失の認識に至った経緯

農機事業施設、燃料事業施設、自動車整備販売事業施設、直売所施設、開発事業施設、福祉事業施設、旅行事業施設は、営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

③特別損失に計上した減損損失の金額及び主な固定資産等の種類ごとの減損損失の内訳

碧南農機サービスセンター	11百万円（建物0百万円、土地11百万円、その他固定資産0百万円）
桜井農機サービスセンター	1百万円（建物0百万円、土地1百万円）
燃料センター	2百万円（建物1百万円、土地1百万円、その他固定資産等0百万円）
自動車センター	0百万円（建物0百万円、土地0百万円、その他固定資産等0百万円）
ファーマーズマーケットでんまゝと安城西部	49百万円（建物22百万円、その他固定資産26百万円）
ファーマーズマーケットでんまゝと刈谷南	189百万円（建物115百万円、土地40百万円、その他固定資産等33百万円）
産直センター安城東部	0百万円（土地0百万円、その他固定資産0百万円）
産直センター「道の駅」デンパーク安城	0百万円（その他固定資産0百万円）
ファーマーズマーケットでんまゝと安城北	1百万円（建物0百万円、その他固定資産等0百万円）
産直センター刈谷北部	4百万円（建物0百万円、その他固定資産等3百万円）
産直センター安城桜井	0百万円（その他固定資産0百万円）
資産相談センター	9百万円（建物4百万円、土地2百万円、その他固定資産等2百万円）
福祉健康相談センター（福祉安城南）	

連結情報

31百万円（建物21百万円、土地8百万円、その他固定資産等1百万円）
デイサービス刈谷南（福祉刈谷南）
104百万円（建物66百万円、土地31百万円、その他固定資産等6百万円）
デイサービス碧南（福祉碧南）
5百万円（建物3百万円、土地0百万円、その他固定資産等0百万円）
デイサービス安城北（福祉安城北）
10百万円（建物8百万円、土地0百万円、その他固定資産等0百万円）
旅行センター
1百万円（土地1百万円、その他固定資産等0百万円）

④回収可能価額の算出方法

碧南農機サービスセンター、桜井農機サービスセンター、燃料センター、自動車センター、ファーマーズマーケットでんまあと安城西、ファーマーズマーケットでんまあと刈谷南、産直センター安城東部、産直センター「道の駅」デンパーク安城、ファーマーズマーケットでんまあと安城北、産直センター刈谷北部、産直センター安城桜井、資産相談センター、福祉健康相談センター（福祉安城南）、デイサービス刈谷南（福祉刈谷南）、デイサービス碧南（福祉碧南）、デイサービス安城北（福祉安城北）、旅行センターの回収可能価額は、正味売却価額を採用しています。なお、正味売却価額は、土地については路線価等を合理的に調整した価額に基づいて評価しており、土地以外の資産については売却価額がないものとして評価しています。

10.金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預った貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア.信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ.市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

<市場リスクに係る定量的情報>

(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.16%下落したものと想定した場合には、経済価値が1,208百万円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ.資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

⑤金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額の

ほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	810,003	809,925	△77
有価証券	83,589	83,589	-
その他有価証券	83,589	83,589	-
貸出金	157,526		
貸倒引当金(注)	△161		
貸倒引当金控除後	157,364	159,421	2,057
資産計	1,050,957	1,052,936	1,979
貯金	1,030,118	1,029,763	△354
負債計	1,030,118	1,029,763	△354

(注1)貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア.預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap、以下、「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ.有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

上場投資信託は取引所の価格によっています。

ウ.貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア.貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資(注)	29,057
合計	29,057

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)						
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	807,003	3,000	-	-	-	-
有価証券	4,400	700	1,000	200	500	78,500
その他有価証券のうち満期のあるもの	4,400	700	1,000	200	500	78,500
貸出金(注1,2,3)	9,986	8,708	8,418	8,089	7,743	114,463
合計	821,389	12,408	9,418	8,289	8,243	192,963

(注1)貸出金のうち、当座貸越673百万円については「1年以内」に含めています。また期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(注2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等97百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(注3)貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部のみが実行されている案件19百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)						
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(注)	857,738	69,403	100,526	1,361	820	267
合計	857,738	69,403	100,526	1,361	820	267

(注)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

連結情報

11.有価証券に関する注記

(1)その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。また、評価差額△2,371百万円に繰延税金資産707百万円を加算した額△1,663百万円を「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

(単位:百万円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	評価差額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	7,103	6,955	147
	地方債	6,206	5,997	208
	政府保証債	0	0	0
	社債	6,496	6,304	192
	受益証券	2,484	1,377	1,106
小計	22,289	20,635	1,654	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	44,355	47,629	△3,274
	社債	9,692	10,194	△502
	小計	61,299	65,324	△4,025
合計	83,589	85,960	△2,371	

(2)当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
債券	104	-	96
国債	104	-	96
合計	104	-	96

12.退職給付に関する注記

(1)退職給付に係る注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	6,229百万円
勤務費用	298百万円
利息費用	18百万円
数理計算上の差異の発生額	△149百万円
退職給付の支払額	△304百万円
期末における退職給付債務	6,093百万円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	5,265百万円
期待運用収益	51百万円
数理計算上の差異の発生額	△2百万円
特定退職金共済制度への拠出金	152百万円
確定給付企業年金制度への拠出金	117百万円
退職給付の支払額	△235百万円
期末における年金資産	5,347百万円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

退職給付債務	6,093百万円
年金資産	△5,347百万円
特定退職金共済制度	△2,382百万円
確定給付企業年金制度	△2,964百万円
未積立金退職給付債務	745百万円
未認識数理計算上の差異	120百万円
貸借対照表計上純額	866百万円
退職給付に係る負債	866百万円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	298百万円
利息費用	18百万円
期待運用収益	△51百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△43百万円
合計	222百万円

(注)子会社負担分等2百万円を減額した217百万円を退職給付費用として会計計上しています。

⑥年金資産の主な内訳

ア.特定退職金共済制度	
債券	63%
年金保険投資	28%
現金及び預金	5%
その他	4%
合計	100%

イ.確定給付企業年金制度

一般勘定	100%
------	------

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.64%
長期期待運用収益率	0.98%

(2)特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため提出した特例業務負担金は72百万円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

なお、同共済組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は651百万円となっています。

13.税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位:百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金超過	19
退職給付引当金	238
賞与引当金	94
役員退職慰労金引当金	19
特例業務負担金引当金	187
固定資産減損損失	507
有価証券減損処理	57
ポイント引当金	6
未払事業税等	53
資産除去債務	21
その他有価証券評価差額金	707
その他	59
繰延税金資産 小計	1,972
評価性引当額	△350
繰延税金資産 合計	1,621
繰延税金負債	△6
資産除去債務相当資産	△6
繰延税金資産の純額	1,615

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。

14.賃貸等不動産に関する注記

該当する事項なし

15.合併に関する注記

該当する事項なし

16.新設分割に関する注記

該当する事項なし

17.重要な後発事象に関する注記

該当する事項なし

18.収益認識に関する注記

「3.重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

19.その他の注記

該当する事項なし

(8) 連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科目	令和6年度	令和5年度	令和4年度
連結剰余金期首残高	61,905	60,309	58,211
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-
会計方針の変更を反映した連結剰余金期首残高	-	-	-
連結剰余金増加高	-	-	-
連結剰余金減少高	143	142	142
支払配当金	143	142	142
当期剰余金	1,943	1,739	2,239
連結剰余金期末残高	63,706	61,905	60,309

(9) 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権

(単位:百万円)

項目	令和6年度	令和5年度	令和4年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	331	331	176
危険債権額	223	285	254
要管理債権額	-	-	-
三月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
小計	555	616	430
正常債権額	175,474	159,981	157,095
合計	176,029	160,597	157,526

(10) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位:百万円)

項目	令和6年度	令和5年度	令和4年度	
信用事業	事業収益	7,449	7,144	7,768
	経常利益	2,681	3,046	3,804
	資産の額	1,047,986	1,068,296	1,057,693
共済事業	事業収益	2,386	2,289	2,414
	経常利益	839	690	780
	資産の額	26	5	11
農業関連事業	事業収益	6,934	6,059	6,002
	経常利益	△ 196	△ 363	△ 409
	資産の額	3,575	3,378	3,594
その他事業	事業収益	4,611	3,660	2,354
	経常利益	△ 524	△ 611	△ 677
	資産の額	61,921	46,210	45,102
計	事業収益	21,382	19,154	18,540
	経常利益	2,799	2,762	3,498
	資産の額	1,113,509	1,117,891	1,106,402

(11) 連結自己資本の状況

■ 連結自己資本比率の状況

令和7年3月末における連結自己資本比率は、16.21%になりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	あいち中央農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,621百万円(前年度3,611百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

■ 連結自己資本の充実の状況

(単位:百万円)

項目	令和6年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	67,183	-
うち、出資金及び資本準備金の額	3,627	-
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	63,706	-
うち、外部流出予定額 (△)	143	-
うち、上記以外に該当するものの額	△ 6	-
コア資本に参入される評価・換算差額等	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	△ 164	-
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	△ 164	-
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	67,018	-
コア資本にかかる基礎項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	58	-
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	58	-
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	58	-
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ)	66,960
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	402,372	-
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	-	-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	10,508	-
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	412,881	-
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.21%	-

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあたっては信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
 3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

連結情報

(単位：百万円)

項目	令和5年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	65,374	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,618	
うち、再評価積立金の額	-	
うち、利益剰余金の額	61,905	
うち、外部流出予定額 (△)	143	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 6	
コア資本に参入される評価・換算差額等	-	
うち、退職給付に係るものの額	-	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	△ 167	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	△ 167	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	65,207	
コア資本にかかる基礎項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	57	
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	57	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	
適格引当金不足額	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	
退職給付に係る資産の額	-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	57	
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	65,149	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	353,215	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	24,349	
信用リスク・アセット調整額	-	
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	377,565	
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	17.25%	

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあっては信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあっては基礎的手法を採用しています。
 3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

連結情報

(単位：百万円)

項目	令和4年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	63,765	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,605	
うち、再評価積立金の額	-	
うち、利益剰余金の額	60,309	
うち、外部流出予定額 (△)	142	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 8	
コア資本に参入される評価・換算差額等	-	
うち、退職給付に係るものの額	-	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	△ 236	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	△ 236	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	63,529	
コア資本にかかる基礎項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	61	
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	61	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	
適格引当金不足額	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	
退職給付に係る資産の額	-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	61	
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	63,468	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	348,631	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,576	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	1,576	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	24,717	
信用リスク・アセット調整額	-	
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	373,348	
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.99%	

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあっては信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあっては基礎的手法を採用しています。
 3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

地区



組合員数

(単位：組合員数)

		令和6年度末	令和5年度末	令和4年度末	
正組合員	個人	13,844	13,920	13,984	
	法人	農事組合法人	15	15	15
		その他の法人	21	20	17
	計	13,880	13,955	14,016	
准組合員	個人	51,127	50,142	49,267	
	法人	農事組合法人	1	1	1
		その他の団体	29	28	25
	計	51,157	50,171	49,293	
合計		65,037	64,126	63,309	

1. 当年度末正組合員戸数：12,165戸
 2. 当年度末准組合員戸数：39,680戸

出資口数

(単位：口)

	令和6年度末	令和5年度末	令和4年度末
正組合員	2,124,568	2,136,839	2,145,218
准組合員	1,496,570	1,474,947	1,454,209
処分未済持分	6,047	6,545	6,177
合計	3,627,185	3,618,331	3,605,604

(1) 出資1口金額 1,000円
 (2) 当年度末払込済出資総額 3,627,185,000円
 (3) 1正組合員当たり出資金額 153,066円
 (4) 1組合員の持口最高限度 2,000口

JAあいち中央の組織

役員状況

(令和7年4月1日現在)

役職名	氏名	非常勤	役職名	氏名	非常勤	
代表理事 組合長	渥美 純一	常勤	理事	富田 喜美夫	非常勤 金融共済委員	
代表理事 専任	酒井 一宏	常勤	理事	丹村 厚子	非常勤 経済委員	
常務理事	鈴木 重幸	常勤 経済担当	理事	禰宜田 時晴	非常勤 経済委員(委員長)	
常務理事	野澤 昭博	常勤 総務担当	理事	野々山 徳雄	非常勤 経済委員	
常務理事	中野 幸彦	常勤 信用共済担当	理事	野村 克仁	非常勤 金融共済委員	
理事	石川 朋幸	非常勤 総務委員	理事	原田 孝司	非常勤 総務委員	
理事	石川 正美	非常勤 総務委員	理事	菱田 政量	非常勤 金融共済委員	
理事	稲垣 巨樹	非常勤 金融共済委員	理事	藤浦 利吉	非常勤 経済委員	
理事	犬塚 正夫	非常勤 総務委員	理事	藤田 重秋	非常勤 金融共済委員	
理事	今泉 眞佐子	非常勤 金融共済委員	理事	山本 坂一	非常勤 総務委員(副委員長)	
理事	岡田 保治	非常勤 経済委員(副委員長)	理事	杉浦 るみこ	非常勤 経済委員	
理事	神谷 俊治	非常勤 総務委員(委員長)	理事	早川 由美子	非常勤 金融共済委員	
理事	神谷 孝雄	非常勤 経済委員	理事	野村 豊美	非常勤 総務委員	
理事	神谷 博之	非常勤 金融共済委員(委員長)	代表監事	神谷 敏彦	非常勤(員外監事)	
理事	川角 陸広	非常勤 総務委員	常勤監事	神谷 武	常勤	
理事	金原 節子	非常勤 金融共済委員(副委員長)	監事	安面 光敏	非常勤	
理事	齋藤 卓	非常勤 経済委員	監事	石川 洋路	非常勤	
理事	杉浦 克敏	非常勤 経済委員	監事	神谷 達也	非常勤	
理事	杉浦 千秋	非常勤 総務委員	監事	岡田 康広	非常勤	
理事	杉浦 英彦	非常勤 金融共済委員	理事	監事	計	
理事	鈴木 修	非常勤 経済委員	常勤	5名	1名	6名
理事	鈴木 勝之	非常勤 総務委員	非常勤	31名	5名	36名
理事	田中 寛孝	非常勤 総務委員	計	36名	6名	42名

職員数

	令和6年度末			令和5年度末			令和4年度末		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
一般職員	461人	563人	1,024人	466人	569人	1,035人	499人	547人	1,046人
うち出向者	9人	3人	12人	11人	3人	14人	10人	3人	13人
営農指導員	28人	12人	40人	29人	13人	42人	28人	12人	40人
生活指導員	2人	21人	23人	2人	17人	19人	2人	15人	17人
合計	491人	596人	1,087人	497人	599人	1,096人	529人	574人	1,103人
うち常勤嘱託等	74人	259人	333人	65人	259人	324人	79人	242人	321人
確定拠出年金運営管理業に従事する職員数									
平均年齢	40歳 0ヶ月			39歳 9ヶ月			39歳 6ヶ月		
平均勤続年数	18年 1ヶ月			17年 9ヶ月			17年 6ヶ月		

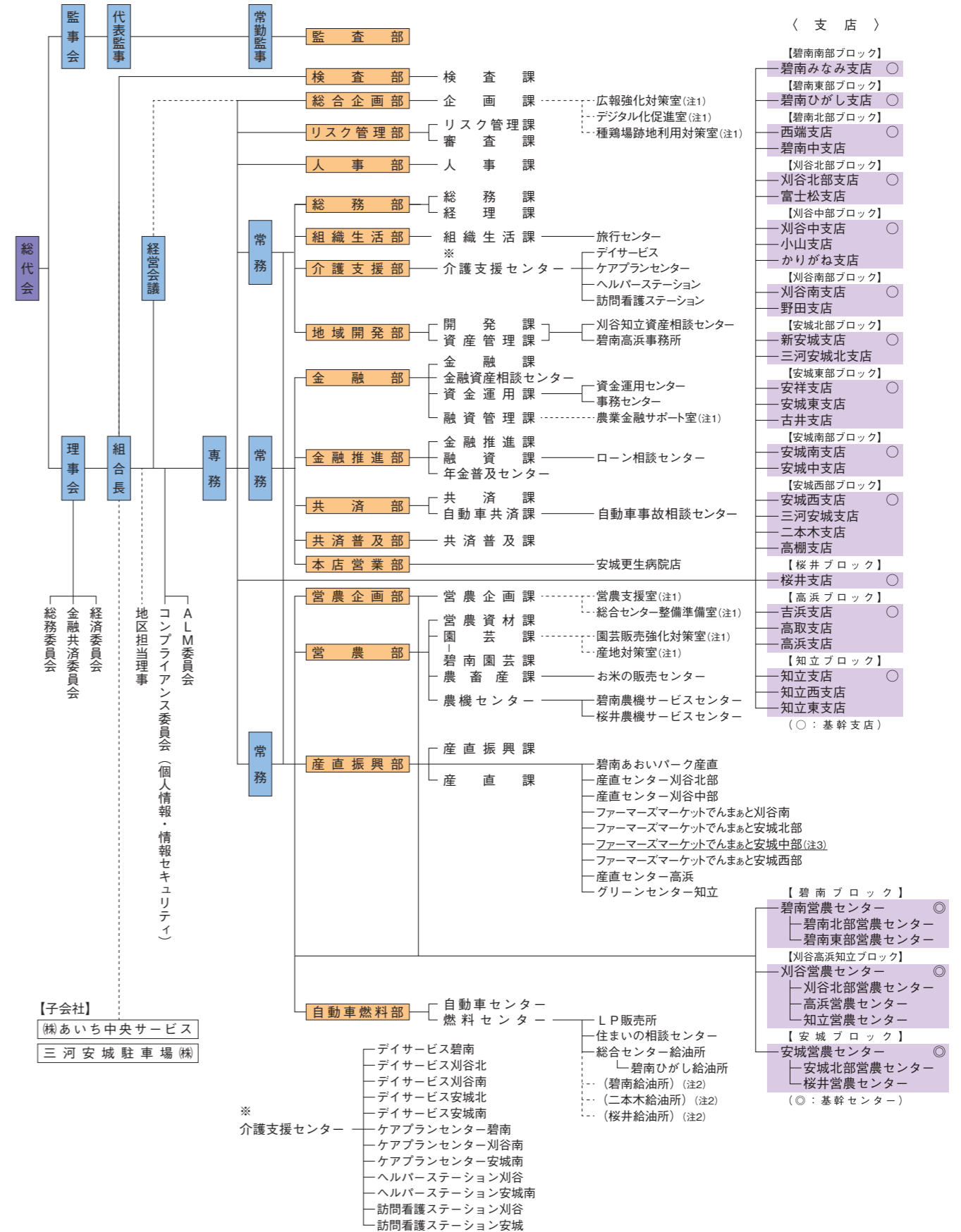
※1 職員数は、出向者、退職者及び常勤嘱託等を含んでおり、被出向者及び臨時的又は季節的雇用者を含んでいません。
 ※2 「平均年齢」及び「平均勤続年数」は常勤嘱託等を除いた値です。
 ※3 年度末退職者は含んでいません。

会計監査人の名称

みのり監査法人(令和7年4月現在) 所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町14階

JAあいち中央の組織

組織図 (令和7年4月1日現在) 経営組織機構



信用店舗網・ATMのご案内

(令和7年4月1日現在)

市 ※1	名称	住所	電話番号 (0566)	FAX番号 (0566)	ATM	
					設置台数	ご利用時間
安 城 市	① 本店営業部	御幸本町 501-1	73-5510	73-5534	2台	8:00~21:00
	安城更生病院店	安城町東広畔 28	73-5551	73-5552	敷地内1台	9:00~19:00 ※2
					2階1台	8:00~21:00
	② 新安城支店	東栄町 4-5-15	97-8639	97-8701	2台	8:00~21:00
	イトーヨーカドー安城店 キャッシュコーナー	住吉町 3-472-1	-	-	1台	9:00~21:00 ※3
	③ 三河安城北支店	篠目町井山 98-13	76-3249	76-1617	1台	8:00~21:00
	④ 安祥支店	安城町宮地 18-1	74-2439	74-4386	1台	8:00~21:00
	⑤ 安城東支店	大岡町的場 15	76-3248	76-3106	1台	8:00~21:00
	⑥ 古井支店	古井町鍋屋町 56	76-3490	76-3153	1台	8:00~21:00
	⑦ 安城南支店	和泉町南家下 6-1	92-0007	92-3248	1台	8:00~21:00
	⑧ 安城中支店	赤松町浄善 50	92-7730	92-6046	1台	8:00~21:00
	⑨ 安城西支店	福釜町釜ヶ淵 7-1	76-3235	76-6504	1台	8:00~21:00
ピアゴ福釜店 キャッシュコーナー					福釜町矢場 16-2	-
⑩ 三河安城支店	箕輪町唐生 83-1	74-0646	74-1317	1台	8:00~21:00	
⑪ 二本木支店	緑町 1-24-4	76-2208	76-3770	1台	8:00~21:00	
⑫ 高棚支店	高棚町中島 151	92-0775	92-6395	1台	8:00~21:00	
⑬ 桜井支店	姫小川町芝山 5-3	99-0831	99-4951	2台	8:00~21:00	
				アピタ安城南店 キャッシュコーナー	桜井町城向2-9-36	-
碧 南 市	⑭ 碧南みなみ支店	塩浜町 7-115	41-2430	48-7113	1台	8:00~21:00
	碧南市役所店 キャッシュコーナー	松本町 33-1	-	-	1台	8:00~21:00
	⑮ 碧南ひがし支店	照光町 5-27	41-1063	48-7119	1台	8:00~21:00
	ピアゴ碧南東店 キャッシュコーナー	東浦町 6-17	-	-	1台	8:00~21:00
⑯ 西端支店	上町 5-32	48-1411	48-7199	1台	8:00~21:00	
⑰ 碧南中支店	鶴見町 6-77-3	41-1021	48-7100	1台	8:00~21:00	

市 ※1	名称	住所	電話番号 (0566)	FAX番号 (0566)	ATM	
					設置台数	ご利用時間
刈 谷 市	⑱ 刈谷北部支店	東境町神田 36-1	36-5211	36-5212	1台	8:00~21:00
	ピアゴ井ヶ谷店 キャッシュコーナー	井ヶ谷町下前田 35-1	-	-	1台	8:00~21:00
	⑲ 富士松支店	泉田町割田 78-1	21-0172	23-1057	1台	8:00~21:00
	⑳ 刈谷中支店	神田町 2-20	21-0150	21-0151	1台	8:00~21:00
	㉑ 小山支店	高倉町 2-202	21-0312	21-0644	1台	8:00~21:00
	㉒ かりがね支店	築地町 2-2-1	23-0227	23-0314	1台	8:00~21:00
	㉓ 刈谷南支店	小垣江町八角 151	21-4324	21-5303	1台	8:00~21:00
㉔ 野田支店	野田町六地藏 35	21-5358	21-5359	1台	8:00~21:00	
高 浜 市	㉕ 吉浜支店	屋敷町 2-3-1	53-0242	52-3248	1台	8:00~21:00
	Tぽーと店 キャッシュコーナー	神明町 8-20-1	-	-	1台	9:00~21:00
㉖ 高取支店	本郷町 6-7-1	53-1255	53-1256	1台	8:00~21:00	
㉗ 高浜支店	稗田町 4-1-2	53-0208	53-2010	1台	8:00~21:00	
知 立 市	㉘ 知立支店	新池 1-34	81-1390	81-1382	2台	8:00~21:00
	㉙ 知立西支店	上重原 2-8	81-1398	81-2298	1台	8:00~21:00
	㉚ 知立東支店	来迎寺町広海道 20-10	81-1391	81-1392	1台	8:00~21:00
ATM設置状況：合計 43台						

※1 地図内番号（118ページの信用店舗マップを参照）
 ※2 安城更生病院の診療日に準じます。
 ※3 店舗の休業日はご利用できません。

主な施設一覧

■あいち中央農業協同組合 組織・部署一覧

(令和7年4月1日現在)

部署名	電話(0566)	郵便番号	住所	部署名	電話(0566)	郵便番号	住所
監査部	73-5501			産直振興部	73-8181	446-0046	安城市赤松町浄善50
検査部	73-5547			産直振興課	46-0016	447-0825	碧南市江口町3-15-3
総合企画部	73-5502			産直センター刈谷北部	35-1080	448-0007	刈谷市東境町神田36-1
リスク管理部	73-5676	446-8601	安城市御幸本町501-1	産直センター刈谷中部	62-1055	448-0011	刈谷市築地町4-2-7
	73-5311			ファーマーズマーケットでんまると刈谷南	27-8817	448-0813	刈谷市小垣江町八角151
人事部	73-5503			ファーマーズマーケットでんまると安城北部	96-1051	446-0007	安城市東栄町4-5-15
総務部	73-5500			ファーマーズマーケットでんまると安城中部	77-7831	446-0026	安城市安城町西広群1-1
	73-5505			ファーマーズマーケットでんまると安城西部	72-7333	446-0052	安城市福釜町釜ヶ淵1-1
組織生活部	73-4450	446-0046	安城市赤松町浄善50	産直センター高浜	54-3030	444-1311	高浜市本郷町6-7-1
	92-7171			グリーンセンター知立	85-0050	472-0005	知立市新池1-4-1
介護支援部	92-6616	444-1221	安城市和泉町南家下6-1	産直課	73-8181	446-0046	安城市赤松町浄善50
	46-1200	447-0882	碧南市日進町2-27	碧南営農センター	42-6778	447-0844	碧南市港本町4-40
	46-1210			碧南北部営農センター	42-0865	447-0062	碧南市古川町2-15
	62-6322	448-0003	刈谷市一ツ木町5-5-10	碧南東部営農センター	41-3533	447-0027	碧南市照光町5-2-7
	27-8811			刈谷営農センター	27-8810	448-0813	刈谷市小垣江町八角151
	27-8881	448-0813	刈谷市小垣江町八角151	刈谷北部営農センター	36-5121	448-0007	刈谷市東境町神田36-1
	91-8155			高浜営農センター	53-2098	444-1311	高浜市本郷町6-7-1
	27-8836			知立営農センター	81-1703	472-0012	知立市八ツ田町泉10
	98-1121	446-0004	安城市尾崎町北屋敷25	安城営農センター	73-4440	446-0046	安城市赤松町浄善50
	92-6814			安城北部営農センター	96-0750	446-0007	安城市東栄町4-5-15
	92-6610	444-1221	安城市和泉町南家下6-1	桜井営農センター	99-0150	444-1162	安城市小川町向田1
	92-6714			自動車燃料部	73-4412		
	92-6675			自動車センター	73-4413		
地域開発部	76-5140	446-0051	安城市箕輪町唐生83-1	燃料センター	73-4413	446-0046	安城市赤松町浄善50
	21-4627	448-0851	刈谷市神田町2-20	L P販売所	73-4410		
	52-8643	444-1311	高浜市本郷町6-7-1	住まいの相談センター	73-4410		
金融部	73-5506			総合センター給油所	73-4414		
金融資産相談センター	73-5546			碧南ひがし給油所	42-6476	447-0027	碧南市照光町5-2-7
資金運用課	73-5508			碧南給油所(注)	48-6621	447-0838	碧南市権田町1-25
資金運用センター	73-5508			二本木給油所(注)	75-1043	446-0055	安城市緑町1-25-7
事務センター	73-5508	446-8601	安城市御幸本町501-1	桜井給油所(注)	99-3081	444-1162	安城市姫小川町姫西1-14-17
融資管理課	73-5509						
金融推進部	73-5530			(注) セルフ給油所は株式会社あいちエネルギーに経営を委託しています。			
融資課	73-5507						
ローン相談センター	73-5638						
ローン相談センター(刈谷)	62-4700	448-0037	刈谷市高倉町2-202				
年金普及センター	73-5698						
共済部	73-5521						
共済課	73-5511						
自動車共済課	73-5512	446-8601	安城市御幸本町501-1				
自動車事故相談センター	73-5520						
共済普及部	73-5510						
本店営業部	73-5551	446-0026	安城市安城町東広群28				
安城更生病院店	73-4400						
営農企画部	73-4402	446-0046	安城市赤松町浄善50				
営農部	73-4403						
営農資材課	42-3570	447-0844	碧南市港本町4-40				
園芸課	73-4406						
碧南園芸課	73-4407	446-0046	安城市赤松町浄善50				
農畜産課	73-4409						
お米の販売センター	42-5608	447-0844	碧南市港本町4-40				
農機センター	99-1157	444-1162	安城市小川町向田1				
碧南農機サービスセンター							
桜井農機サービスセンター							

■株式会社あいち中央サービス 組織・部署一覧

部署名	電話(0566)	郵便番号	住所
管理部	71-5071		
生活事業部	71-5070	446-0056	安城市三河安城町1-10-14
やすらぎ事業部	74-1330		
JAやすらぎセンター			
保険業務部	73-5540	446-8601	安城市御幸本町501-1
開発事業部	76-5140	446-0051	安城市箕輪町唐生83-1
業務部	77-3336	446-0056	安城市三河安城町1-10-14
駐車場管理センター			

■三河安城駐車場株式会社

MAパーク駐車場	74-8560	446-0056	安城市三河安城町1-10-14
----------	---------	----------	-----------------

※複合施設以外の信用店舗は、別頁で表示しています。

■信用店舗マップ (令和7年4月1日現在)

